

改正案	現行
<p>（食品衛生監視員の資格）</p> <p>第九条 食品衛生監視員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>一 都道府県知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した者</p> <p>二 〓四 （略）</p> <p>（養成施設の登録）</p> <p>第十四条 都道府県知事は、法第四十八条第六項第三号の養成施設の登録を行う場合には、入所の資格、修業年限、受講科目その他の事項に関し厚生労働省令で定める基準に従い、行うものとする。</p> <p>（登録の申請）</p> <p>第十五条 法第四十八条第六項第三号の養成施設の登録を受けようとするときは、その設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書をその施設の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。</p>	<p>（食品衛生監視員の資格）</p> <p>第九条 食品衛生監視員は、次の各号の一に該当する者でなければならない。</p> <p>一 厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した者</p> <p>二 〓四 （略）</p> <p>（養成施設の登録）</p> <p>第十四条 厚生労働大臣は、法第四十八条第六項第三号の養成施設の登録を行う場合には、入所の資格、修業年限、受講科目その他の事項に関し厚生労働省令で定める基準に従い、行うものとする。</p> <p>（登録の申請）</p> <p>第十五条 法第四十八条第六項第三号の養成施設の登録を受けようとするときは、その設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p>

(変更の届出)

第十六条 法第四十八条第六項第三号の登録を受けた養成施設（以下「登録養成施設」という。）の設置者は、厚生労働省令で定める事項に変更があつたときは、その日から一月以内に、その施設の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

(報告の徴収)

第十七条 都道府県知事は、登録養成施設につき必要があると認めるときは、その設置者に対して報告を求めることができる。

(登録の取消し)

第十八条 都道府県知事は、登録養成施設が第十四条に規定する厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その登録を取り消すことができる。

(登録の取消しの申請)

第十九条 登録養成施設について、都道府県知事の登録の取消しを受けようとするときは、その設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書をその施設の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

(公示)

第二十条 都道府県知事は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。

(変更の届出)

第十六条 法第四十八条第六項第三号の登録を受けた養成施設（以下「登録養成施設」という。）の設置者は、厚生労働省令で定める事項に変更があつたときは、その日から一月以内に、厚生労働大臣に届け出なければならない。

(報告の徴収)

第十七条 厚生労働大臣は、登録養成施設につき必要があると認めるときは、その設置者に対して報告を求めることができる。

(登録の取消し)

第十八条 厚生労働大臣は、登録養成施設が第十四条に規定する厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その登録を取り消すことができる。

(登録取消しの申請)

第十九条 登録養成施設について、厚生労働大臣の登録の取消しを受けようとするときは、その設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(公示)

第二十条 厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一〇三 (略)

(講習会の登録)

第二十一条 法第四十八条第六項第四号の講習会の登録を受けようとするときは、その実施者は、厚生労働省令で定めるところにより、その講習会の実施地の都道府県知事に登録の申請をしなければならない。

(登録の基準)

第二十三条 都道府県知事は、第二十一条の規定により登録を申請した講習会の実施者が法第四十九条の厚生労働省令で定めるところにより講習会を実施するものであるときは、その登録をしなければならない。

(講習会の実施義務)

第二十四条 (略)

2 (略)

3 登録講習会の実施者は、登録講習会の実施前に、第一項の規定により作成した計画をその登録講習会の実施地の都道府県知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(変更の届出)

第二十五条 登録講習会の実施者は、厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その登録講習会の実施地の都道府県知事に届け出なければならない。

一〇三 (略)

(講習会の登録)

第二十一条 法第四十八条第六項第四号の講習会の登録を受けようとするときは、その実施者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に登録の申請をしなければならない。

(登録の基準)

第二十三条 厚生労働大臣は、第二十一条の規定により登録を申請した講習会の実施者が法第四十九条の厚生労働省令で定めるところにより講習会を実施するものであるときは、その登録をしなければならない。

(講習会の実施義務)

第二十四条 (略)

2 (略)

3 登録講習会の実施者は、登録講習会の実施前に、第一項の規定により作成した計画を厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(変更の届出)

第二十五条 登録講習会の実施者は、厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、厚生労働大臣に届け出なければならない。

(業務の休廃止)

第二十六条 登録講習会の実施者は、登録講習会に係る業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨をその登録講習会の実施地の都道府県知事に届け出なければならない。

(適合命令)

第二十八条 都道府県知事は、登録講習会の実施者が法第四十九条の厚生労働省令で定めるところにより登録講習会を実施するものでなくなつたと認めるときは、その登録講習会の実施者に対し、同条の厚生労働省令で定めるところにより登録講習会を実施するため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第二十九条 都道府県知事は、登録講習会の実施者が第二十四条の規定に違反していると認めるときは、その登録講習会の実施者に対し、登録講習会を実施すべきこと又は登録講習会の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第三十条 都道府県知事は、登録講習会の実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて登録講習会に

(業務の休廃止)

第二十六条 登録講習会の実施者は、登録講習会に係る業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(適合命令)

第二十八条 厚生労働大臣は、登録講習会の実施者が法第四十九条の厚生労働省令で定めるところにより登録講習会を実施するものでなくなつたと認めるときは、その登録講習会の実施者に対し、同条の厚生労働省令で定めるところにより登録講習会を実施するため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第二十九条 厚生労働大臣は、登録講習会の実施者が第二十四条の規定に違反していると認めるときは、その登録講習会の実施者に対し、登録講習会を実施すべきこと又は登録講習会の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第三十条 厚生労働大臣は、登録講習会の実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて登録講習会に

<p>係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>(報告の徴収)</p> <p>第三十二条 都道府県知事は、法及びこの政令の施行に必要な限度において、登録講習会の実施者に対し、その登録講習会に係る業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。</p> <p>(立入検査)</p> <p>第三十三条 都道府県知事は、法及びこの政令の施行に必要な限度において、その職員に、登録講習会の実施者の業務を行う場所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>二〇三 (略)</p> <p>(公示)</p> <p>第三十四条 都道府県知事は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。</p> <p>一〇三 (略)</p>	<p>係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>(報告の徴収)</p> <p>第三十二条 厚生労働大臣は、法及びこの政令の施行に必要な限度において、登録講習会の実施者に対し、その登録講習会に係る業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。</p> <p>(立入検査)</p> <p>第三十三条 厚生労働大臣は、法及びこの政令の施行に必要な限度において、その職員に、登録講習会の実施者の業務を行う場所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>二〇三 (略)</p> <p>(公示)</p> <p>第三十四条 厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。</p> <p>一〇三 (略)</p>
---	--